

令和2年度 第3回評議会

〈議題3〉

令和2年度新潟支部事業計画（上期結果）について

令和2年度 新潟支部事業計画

分野	具体的施策等	上期実施状況
<p>1. 基盤的 保険者機能関係</p>	<p>(1) サービス水準の向上 ○サービス向上のため、業務処理の効率化による給付金の迅速な審査・決定及びお客様の意見を踏まえたサービスの向上を推進する。 【具体的事項】 ・現金給付支給申請の受付から支給までの確実な進捗管理と正確・迅速な支給を推進する。 ・「お客様満足度調査」の結果及び「お客様の声」を基に改善を図り、CS向上を目指す。 ■ K P I : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする</p> <p>(2) 業務改革の推進に向けた取組 【新設】 ○現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p>(3) 現金給付の適正化の推進 ①保険給付の適正化のため、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 【具体的事項】 ・資格取得日から資格取得処理日まで相当期間経過し、その間に申請期間を含むものを特に留意し重点的に審査を行う。 ・疑義があるものは毎月の「保険給付適正化プロジェクト会議」に諮り、調査が必要と判断した場合は立入検査を実施</p>	<p>(1) サービス水準の向上 ・日報や担当職員とのミーティングを行うことにより、処理進捗を的確に把握し、業務量の平準化を図ることでサービススタンダード対象の給付金について迅速な支給を行った。 ・お客様からの苦情等は、朝礼時に職員に情報の共有を図った。令和元年度のお客様満足度調査結果を踏まえ、支部の課題を把握し、サービス向上に向けた取組みを実施した。 ・申請書の郵送化については、電話対応時やホームページを活用するなど機会を捉えて周知した。 ■ K P I : ①100% (9月末) 【前年度実績：100%】 ②92.6% (9月末) 【前年度実績：88.8%】</p> <p>(2) 業務改革の推進に向けた取組 ・業務マニュアルや手順書の活用を行い、担当職員間の勉強会を行うことで、標準的な業務処理を徹底。</p> <p>(3) 現金給付の適正化の推進 ①毎月開催する「保険給付プロジェクト会議」において、特に不正受給が疑われる案件（①資格取得直後、②事業主・役員、③高報酬）について協議を行い、支給の適否を判断した。なお、不正が疑われるなどの立入検査を必要とする事案はなかった。</p>

する。

- ②傷病手当金と障害年金等の併給調整について、手順書に基づき迅速・確実に実施する。

(4) 効果的なレセプト点検の推進

- ①資格点検を手順書および毎月のスケジュールに基づきシステムを活用して効率的・効果的に実施する。また、医療機関照会を遅滞なく実施する。

- ②外傷点検を手順書および毎月のスケジュールに基づきシステムを活用して効率的・効果的に実施する。また、第三者行為等については第三者行為届を確実に取得し求償する。

- ③内容点検については、レセプト点検効果額向上を目的とした行動計画に基づき、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検により、査定率向上に取り組む。

【具体的事項】

- ・システムを活用した効率的・効果的な点検
- ・点検員のスキルアップのための勉強会および研修会の実施
- ・社会保険診療報酬支払基金の一次審査および協会けんぽの再審査について支払基金との十分な連携・協議を強化する。
- ・診療報酬改定項目の早期点検および疑義事例の早期再審査請求

■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト内容

- ②傷病手当金と障害年金等の併給調整は、手順書に基づき遅滞することなく確実に処理を行った。

(4) 効果的なレセプト点検の推進

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言による対応として、4月下旬より5月末まで資格点検における医療機関照会業務を休業としたが、6月からの業務再開後、スケジュールの調整により9月には遅れを解消した。

- ②事務処理手順書に基づき負傷原因照会および第三者行為届の取得を行い確実な求償（損害賠償請求）に努めた。

- ③資格点検の医療機関照会業務同様、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言による対応として、4月下旬より5月末まで内容点検担当点検員全員が休業したため、2か月分の効果額が通常月の半分程度と大きな影響があった。6月からの業務再開後は、新たな点検体制を構築し、点検員のスキルに応じた勉強会や点検方法を取り入れて査定率向上を図った。また、社会保険診療報酬支払基金と行う毎月の事務打合せ会も査定率の向上につながるよう充実した協議とするための新たな協議方法を取り入れた。

■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト内

点検効果額の査定率について対前年度以上とする

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ①多部位・頻回（3部位かつ月15日以上）、2部位請求の割合が高い施術所の申請について加入者に対する文書照会を行う。また、「部位ころがし」と疑われる長期継続施術の申請についても文書照会を行う。
- ②柔道整復施術における正しい知識を普及させるための広報を実施する。

■ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ①資格を喪失した加入者の保険証について、未回収者に対する催告と事前の周知広報を実施する。

【具体的事項】

容点検効果額の査定率について対前年度以上とする

【前年度実績：0.205%】

令和2年9月末現在 査定率 0.170%

（内訳：基金 0.102%、協会 0.067%）

（参考）令和元年9月末現在 査定率 0.208%

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ①「3部位かつ月15日以上」、「2部位請求の割合が高い施術所」「長期継続施術」の請求を対象に、加入者に対する文書照会を行った。
- ② 適正な利用の啓発を図るため、広報誌「社会保険にいがた」にて周知を行った。

■ K P I : 0.82% 【前年度実績：0.64%】

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・医師の再同意の確認を徹底して審査を行った。また、疑義のある請求については、請求者や関係者に対する照会等を行った。その結果、不正が疑われる案件はなかった。

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債券管理回収業務の推進

- ①スケジュールに基づき資格喪失から2週間以内の文書催告、被保険者回収不能届に記載されている電話番号を活用した電話催告を行った。また、広報誌「けんぽ通信」やホームページ

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内の保険証返納催告を確実にいき、スケジュールに基づき三次催告まで迅速に行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・就職を控えた学生等、間もなく保険証が切替わる者を対象に、説明やチラシ配布による周知を実施する。

②発生した債権については、事務処理マニュアルに基づき早期の回収を図る。

【具体的事項】

- ・資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し、確実な回収に努める。
- ・文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、費用対効果を考慮の上、法的手続きによる回収を行う。
- ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り着実な回収に努める。

■ K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内

ジでの広報により退職後に保険証は使えないことを周知した。

②事務処理手順の債権回収フローに基づき早期の回収を図った。

また、高額債権については債務者宅を訪問し納付勧奨・保険者間調整の利用勧奨を行った。その他、初回通知送付前に文書送付による迅速なお知らせを行うことで早期の円滑な回収に努めた。

- ・資格喪失後受診の返納金については、協会けんぽと国民健康保険との間で医療費の清算が可能である保険者間調整を活用することが回収率向上につながるため、返納金が発生した場合、債務者に対して行う初回通知、初回催告時、弁護士名催告時にそれぞれ保険者間調整の利用案内を送付した。また、案内送付後、高額債務者等に対しては、国民健康保険の加入者であるか電話等で確認し国民健康保険加入者であることが判明した場合は、保険者間調整の利用を積極的に勧奨した。
- ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、事務処理手順に基づき、早期調定を行い債権化するとともに、損害保険会社等との早期折衝を図ることで、債権の着実な回収を図った。

■ K P I : ①96.8% (9月末) 【前年度実績 : 96.63%】

の保険証回収率97.0%以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）
の回収率を前年度以上とする

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納
金の割合を対前年度以下とする

（8）限度額適用認定証の利用促進

○事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報
や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利
用促進を図る。

【具体的事項】

・申請書設置医療機関の中で、限度額認定証の使用割合が低い医
療機関に対して訪問し、患者への申請書の配布や申請方法等の
説明について協力を依頼する。

■ K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合
を87.0%以上とする

（9）被扶養者資格の再確認の徹底

○被扶養者資格確認対象事業所からの提出率を上げるため、未提
出事業所に対する勧奨を確実に実施する。また、未送達事業所
は日本年金機構との連携により確実に送達する。

【具体的事項】

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）
回収率を前年度以上とする

【前年度実績：74.42%】

令和2年度9月末現在：55.21%

（参考）令和元年度9月末現在：50.53%

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納
金の割合を対前年度以下とする

【前年度実績：0.051%】

令和2年度8月末現在：0.092%

（参考）令和元年度8月末現在：0.048%

（8）限度額適用認定証の利用促進

・加入者に対し、広報誌「けんぽ通信、社会保険にいがた」、ホ
ームページにより広報を行った。新型コロナウイルス感染症
拡大防止のため、限度額認定証の使用割合が低い医療機関に
対する訪問は、上期に実施できなかったため、下期に実施す
る。

■ K P I : 84.8%（9月末）【前年度実績：86.7%】

（9）被扶養者資格の再確認の徹底

・確認リスト等を10月上旬から下旬にかけて順次事業主あてに
発送し、提出期限は11月30日となっている。

- ・未提出の事業所に対し、文書や電話で早期の提出を促す。
- ・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。

■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする

(10) オンライン資格確認の円滑な実施

- ①国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。(新規)
- ②現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認について、引続きその利用率向上に向けて取組む。

【具体的事項】

- ・広報媒体（広報誌・メルマガ・HPなど）を活用し、マイナンバーカードの健康保険証利用促進を図る。(新規)
- ・USB配付の医療機関に対し電話・FAX・訪問により、毎月利用勧奨を実施するとともに、利用しない医療機関においてはUSBを回収する。

■ K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配付した医療機関における利用率を56.5%以上とする

■ K P I : 上期実績なし

(10) オンライン資格確認の利用率向上

- ・利用医療機関（15機関）のうち、毎月のFAXでの利用状況の回答がない機関に対して電話勧奨を実施。なお本部指示により、現在は新型コロナウイルスの影響を伴い、医療機関に対する利用勧奨等を停止。※令和3年2月終了予定。

■ K P I : 82.3% (9月末) 【前年度実績 : 46.9%】

機能関係	<p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部データ分析結果に基づく加入者の疾病状況、医療費等に関する資料を作成し、自治体、関係団体に対し発信していく。 ・事業所へ「けんこう職場チャート」を提供のうえ、事業所毎のリスクを読み取り、リスクに対しての健康宣言事業を実施していく。 <p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「健康経営（コラボヘルスの推進）」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、各種データの分析結果の活用により職場や地域ごとの健康課題を可視化し、それに応じた効率的かつ重点的な保健事業を推進する <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>* 加入者特定健診受診率 71.0% 受診見込者数 306,200人</p> <p>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：342,066人） 受診率 78.7% 受診者数 269,200人</p> <p>①生活習慣病予防健診</p>	<p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場けんこうチャート」の作成、活用 事業所健康度見える化ツール「職場けんこうチャート」を作成し事業所訪問時や健康経営宣言事業推進時に活用する。さらに健康経営宣言した事業所に配布し、健康課題の考察、改善を促す。 <p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 〈I、II、III〉</p> <p>本部提供の健診結果データ等から第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の各目標に合わせたデータ分析を行い健康課題把握・解決に向けた保健事業を実施。</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>
------	--	--

受診率 67.8% (受診見込者数 : 232,000 人)

②事業者健診データ

取得率 10.9% (取得見込者数 : 37,200 人)

○ 被扶養者 (受診対象者数 : 89,124 人)

③特定健康診査 受診率 41.5% (受診見込者数 : 37,000 人)

■ K P I : ① 生活習慣病予防健診受診率を 67.8%以上とする

② 事業者健診データ取得率を 10.9%以上とする

③ 被扶養者の特定健診受診率を 41.5%以上とする

○ 健診の受診勧奨対策

<被保険者>

【具体的事項】

- ・生活習慣病予防健診申込書廃止に伴う申込方法の変更にかかる周知広報を積極的に実施する (拡大)
- ・生活習慣病予防健診予約状況照会サービスの参加健診機関の拡大

■ K P I : ① (上期) 生活習慣病予防健診受診率 36.1%

(受診者数 : 123,663 人) 【前年度実績 : 67.7%】

上期目標達成率 96.6% (対前年度上期比 94.9%)

② (上期) 事業者健診データ取得率 0.9%

(取得者数 : 2,940 人) 【前年度実績 : 9.8%】

上期目標達成率 26.3% (対前年度上期比 29.2%)

③ (上期) 被扶養者の特定健診受診率 9.7%

(受診者数 : 8,642 人) 【前年度実績 : 33.4%】

上期目標達成率 44.3% (対前年度上期比 55.9%)

○健診の受診勧奨対策

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を優先し、地域の感染状況や受入れ状況を考慮して、事業所が直面している健康課題等の現状把握に努めながら、以下の事業を進めた。

しかし、委託機関の自主的な健診業務の休止や縮小、被扶養者では自治体主催の健診の延期や集団健診の中止、また、加入者自身が健診受診を自粛する傾向にあり、昨年度実績・今年度目標を下回る実施状況であった。

<被保険者>

健診委託機関や労働局などの関係機関の協力を得て、各種事業に取り組んだ。

【具体的事項】

を図るとともに利用拡大に繋がる周知広報を行う

- ・健診カルテ等の可視化データを活用し、健診実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等へ幹部職員等の訪問による受診勧奨を行う（拡大）
- ・生活習慣病予防健診受診率の低い大規模事業所の被保険者本人宛の文書による受診案内を行う
- ・新適事業所に対する業務委託による文書・電話での受診勧奨を行う
- ・健診委託機関や民間業者を活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨並びに事業者健診結果データの取得を促進する
- ・大規模委託健診機関の受入れ態勢の拡大を働きかける（新潟県労働衛生医学協会、健康医学予防協会）
- ・健診委託機関不足地域（県央・阿賀北）での委託拡大に向けた文書並びに訪問による営業活動を実施する
- ・関係団体との連携などによる事業者健診データの取得促進に向けた積極的な働きかけを行う

<被扶養者>

【具体的事項】

- ・新潟市との連携による特定健診とがん検診の集団検診を実施する
 - ・新潟市以外の 29 市町村では、自治体実施の未受診者対象の集団健診を広報周知する（新規）
 - ・新規 40 歳被扶養者へのはがきでの特定健診制度の周知と受診勧奨を行う
 - ・業務委託による新規加入者への健診案内・受診券を送付する
 - ・特定健診受診券発送日前の受診勧奨に関する新聞広告掲載を行う（当該年度の未受診者への受診勧奨と次年度の健診対象者への受診勧奨を併せて掲載する）
- その後、新規 40 歳被扶養者へ特定健診受診券発送前に受診勧

- ・生活習慣病予防健診業務委託契約実施 35 機関
- ・事業者健診結果データ作成委託契約実施 28 機関
- ・健診予約状況照会サイト参加機関 24 機関
- ・生活習慣病予防健診委託機関への実地調査（7月～）7 機関
- ・業務委託による新規適用事業所への文書・電話勧奨（6月～）
勧奨事業所数 612 社 うち同意書提出事業所数 72 社
- ・労働局との連名で事業者健診結果データ提供依頼文書を送付し、その後、委託業者による電話勧奨実施（9月～）2,000 社

<被扶養者>

健診受診機会の確保のため、郡市医師会や自治体との連携による事業調整を行い、下期の事業実施に向けた準備を進めた。

【具体的事項】

- ・新規加入者（任継含む）へ特定健診受診券を送付（7月～）
2,925 人

奨の圧縮ハガキを発送する

- ・ 特定健診受診券送付時に各市町村の集団健診等の情報を同封する
(拡大)

ii) 特定保健指導の実施率の向上

* 加入者特定保健指導実施率 20.6% 実施見込者数 10,830 人

○被保険者 (特定保健指導対象者数 : 49,300 人)

- * 特定保健指導該当率 16.9% (積極的 11.0%、動機づけ 7.3%)
- ・ 特定保健指導 実施率 21.3% (実施見込者数 : 10,500 人)
(内訳) 協会保健師実施分 9.1% (実施見込者数 : 4,500 人)
アウトソーシング分 12.2% (実施見込者数 : 6,000 人)

○被扶養者 (特定保健指導対象者数 : 3,260 人)

- * 特定保健指導該当率 8.8% (積極的 2.7%、動機づけ 6.1%)
- ・ 特定保健指導 実施率 10.1% (実施見込者数 : 330 人)

■ K P I : 特定保健指導の実施率を 20.6%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

<被保険者>

- ・ (上期) 特定保健指導 実施率 6.4% (実施者数 : 3,170 人)
うち協会保健師実施分 3.3% (実施者数 : 1,615 人)
アウトソーシング分 3.1% (実施者数 : 1,555 人)

<被扶養者>

- ・ (上期) 特定保健指導 実施率 3.3% (実施者数 : 106 人)

■ K P I : (上期) 特定保健指導の実施率 6.2%

(実施者数 : 3,276 人) 【前年度実績 : 20.0%】

上期目標達成率 77.9% (対前年度上期比 77.9%)

感染防止対策を優先とし、協会保健師等は 4・5 月対面による特定保健指導を休止した。6 月からの再開前に感染予防対策マニュアルを示し、適正な対応の遵守を指示した。

再開後には、実施率向上をめざし、支部内の体制の見直し・強化により、協会保健師等の訪問による実施の拡大と中断率の低減を図るとともに、委託機関へ健診当日の初回面接や分割実施の促進を働きかけ、併せて以下の事業を実施した。

しかし、委託機関の自主的な保健指導業務の休止や、再開後の

	<p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <p>①被保険者 <協会保健師等への対策></p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内勧奨体制の整備や勧奨方法の改善により、訪問事業所数を増やす ・ 「健診・保健指導カルテ」等の活用し、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、幹部職員等が訪問による保健指導の利用勧奨を行う（拡大） ・ 健康宣言事業所での特定保健指導を拡大する ・ 成功事例集を作成し、保健師等のスキル向上並びに事業所勧奨時の広報媒体として活用する ・ 人材育成プログラムを活用した個別研修と支部内研修会（年6回）での集合研修を併せて行い、協会保健師等の育成を実施する ・ 戦略会議の開催、協会保健師等と保健グループ長・支部保健師との個別面談による進捗確認を行う ・ 事業者健診データを活用した特定保健指導を本格実施する（拡大） <p><外部委託への対策></p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導支援者への血液検査等検査を実施する ・ 委託機関の実施態勢の拡大を働きかける（拡大） ・ 委託機関不在、不足地域における委託の拡大に向けた訪問による営業活動を実施する ・ 健診機関や民間業者を活用した委託の促進する（拡大）（特に新潟県労働衛生医学協会、健康医学予防協会） ・ 委託機関での健診当日の初回面接を実施促進、並びに分割実施の 	<p>健診業務の最優先により、アウトソーシング分の実績が昨年度実績・今年度目標を下回った。</p> <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <p>①被保険者</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導業務委託契約（4月～）<u>21</u> 機関 また、民間業者 <u>1</u>社と委託契約 ・ 血液検査等検査委託契約（4月～）<u>13</u> 機関 ・ 特定保健指導委託機関への実地調査（7月～）<u>4</u> 機関 ・ 民間業者によるICTを活用した特定保健指導の実施（4月～） ・ 本部作成の人材育成プログラムに基づく保健師の育成の実施（6月～） ・ グループ長・主任による契約保健師・管理栄養士への目標達成に向けた個別面談実施（9月～）
--	---	--

拡大を働きかける
・健診機関や民間業者によるICTを活用した特定保健指導を実施する

②被扶養者

【具体的事項】

・委託機関による健診結果手渡し方式での特定保健指導を実施する（新潟市内）
・協定市との個別契約による健診結果説明会での特定保健指導を実施する

※広報では「ナッジ理論」を活用したリーフレットやチラシ等を作成し、効果的な広報を実施する。（新規）（ナッジ理論とは、そつと後押しするなどさりげなく働きかけ、その人物が自分の意志で行動する方向へと導く手法のことです）

iii) 重症化予防対策の推進
未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、関係機関との連携等による重症化予防に取り組む。

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数
2,100人

【具体的事項】

②被扶養者

【具体的事項】

・上越市との特定保健指導の個別委託契約（4月～）
・委託による健診当日の初回面接の実施促進（6月～）

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨
新型コロナウイルス感染症対策への対応に追われる医療機関の業務負担を考慮し、受診勧奨業務は4～6月の間、休止して、計画していた事業開始時期も延期した。
感染拡大の状況を踏まえ、支部では7月から業務再開した。
さらなる未治療者に対する受診促進をめざして、委託内容を見直し、新規の一次勧奨対象者も電話による受診勧奨対象者に加え、事業内容を強化した。

【具体的事項】

- ・委託による電話での受診勧奨を一次勧奨対象者へ拡大する併せて事業主への受診勧奨協力依頼文書を送付し、その後に委託による電話での依頼を行う
(前年度未受診者在勤事業所 約 4,300 社)
- ・契約保健師による事業所訪問時に未受診者へ受診勧奨、並びに事業主・担当者へ受診勧奨協力依頼を行う
- ・協定締結に基づく上越市・魚沼市に加え、見附市でも協会加入者への人工透析予防サポートを実施する
なお、人工透析予防サポート未申込者へは契約保健師による電話での受診勧奨を行う
- ・運輸支局など関係団体との連携による積極的な受診勧奨を行う

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

【具体的事項】

- ・南魚沼地域との連携による CKD 専門医への受診勧奨 なお、CKD 専門医未受診者へは契約保健師による電話での受診勧奨を行う

■ K P I : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・民間業者への未治療者に対する受診勧奨業務委託 (4 月～) 事業主に対する医療機関受診勧奨への協力依頼文書の発送 (7 月～)
- ・協会保健師による重症度高い人への電話による受診勧奨、並びに事業主への協力依頼 (7 月～)
- ・上越市、魚沼市、新たに見附市を加えた 3 市の保健師等による協会加入者への人工透析予防サポートを実施 (7 月～)
案内文送付 141 人 うち申込者 9 人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

新型コロナウイルス感染症対策への対応に迫られる医療機関の業務負担を考慮して、受診勧奨業務は 4~6 月の間、休止した。感染拡大の状況を踏まえ、7 月から業務再開した。

【具体的事項】

- ・南魚沼地域との連携による CKD 専門医への受診勧奨文書送付 (7 月～)
勧奨文書送付者 34 人 うち受診者 2 人

■ K P I : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする【前年度実績 : 10.1%】

iv) コラボヘルスの推進

○健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

【具体的事項】

- ・データヘルス計画促進のため、「にいがた健康経営宣言」事業所拡大に向けた事業の実施
- ・「にいがた健康経営宣言」事業所の健康度の改善度合いをデータとして提供
- ・健康経営普及に向け、経済団体、新潟県、新潟市等と連携した事業の実施（セミナーなど）（目標）
- ・「にいがた健康経営宣言」事業所…1,750事業所（新規400事業所、宣言継続1,350事業所）
- ・「健康経営優良法人2021」認定 大規模法人部門5件、中小規模法人部門100件

v) 各種保健事業の展開

加入者の疾病予防や健康増進を図るため、地域の実情に応じて、創意工夫した取組みを進める。

【具体的事項】

- ・事業所における歯科医師、歯科衛生士による歯の健康講話とブラッシング指導の拡大と合わせて、歯科健診の普及に関する周知広報を実施する
- ・協定締結に基づく自治体等と連携事業（セミナーや催物）を実施する

・「職場の受動喫煙対策に向けた環境整備に関する支援」と併せて、喫煙者へは「GISを活用した禁煙治療に関する情報提供」・「ア

「にいがた健康経営宣言」

宣言事業所326件（内、塩沢モデル78件）令和2年9月まで

【けんこう職場おすすめプラン】

導入コース：95件 顕彰チャレンジコース：112件
高血圧予防・改善コース：14件 独自：27件 塩沢：78件

【勸奨】

- ・宣言事業所への継続案内送付187件（R2.7）
- ・「健康経営優良法人2021」の案内送付320件（R2.9）
- ・「健康職場チャート」の提供事業所298件（R2.9）
- ・民間保険会社との健康経営の普及促進に向けた連携協定の締結（R2.4）
（アクサ生命保険、明治安田生命保険、住友生命保険、東京海上日動生命保険）
- ・保険会社へ「にいがた健康経営宣言」事業の説明による訪問

v) 各種保健事業の展開

【具体的事項】

- ・新潟県歯科保健協会との契約による歯の健康講話とブラッシング指導等の実施（6月～）
実施事業所数 2社
委託先の感染予防対策を確認しながら事業開始したが、申込事業所9社中の3社からのキャンセルもあり、目標に至らなかった。
- ・協定締結に基づく自治体等と連携事業
感染予防対策として、今年度は協定締結に基づく自治体等と連携事業は中止した。

・「職場の受動喫煙対策に向けた環境整備に関する支援」と併せ

アプリを使った禁煙プログラム」を行う（新規）

（3）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ①広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果をもとに、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。

【具体的事項】

- ・加入者や事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員アンケートの回答を基にした広報活動を実施
- ・理解度調査の結果等をもとに重点広報を実施
- ・年間を通じた広報誌を発行する
 - ◆けんぽ通信 ◆社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行）
- ・広報誌において、協定締結をしている、歯科医師会、薬剤師会へ記事提供を依頼し、内容の充実を図る
- ・ホームページ、メールマガジンの登録数の拡大と内容の充実を図る（加入者の視点に立ったわかりやすく工夫した誌面作り）
- ・関係団体と連携し、各種行事やイベントの場を活用したブース出展、健康相談、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを進めるための啓発活動を実施
- ・ラジオ、新聞等のメディアを活用した広報を実施
- ・広報はナッジ理論を活用し、効果的に実施する（新規）

- ②健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

て、喫煙者へは「GIS を活用した禁煙治療に関する情報提供」・「アプリを使った禁煙プログラム」の実施

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、事業所・喫煙者への支援を中止した。

（3）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ①平成31年度に実施した健康保険委員アンケートの回答を基に支部広報重点事業に合わせ年間広報計画を策定し、広報活動を実施。

- ・けんぽ通信を毎月発行(6回)
- ・社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行）に毎月記事提供(6回)
- ・ホームページの内容充実を図り、タイムリーな記事提供を実施した。
- ・健康保険委員委嘱申し込みと同時にメールマガジンの登録勧奨を実施し、登録数の増加を図る。(8月に1,030件勧奨)【配信数：4,272件(R2.3)、4,659件(R2.9)】
- ・関係団体と連携した各種イベントは新型コロナウイルスの影響をふまえ中止
- ・より効果的に支部重点事業を広報するため、企画競争入札を実施。8月に委託業者決定。(10月に広報開始)
- ・テレビ、ラジオ、新聞を活用した広報を実施
- ・ナッジ理論については月1回の勉強会を実施

- ②健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催すると

【具体的事項】

- ・健康保険委員を対象とした研修会を開催する（3会場）
- ・健康保険委員向けインセンティブを拡大する
（健康保険手続等専用冊子の配付等）
- ・新適事業所における委嘱を迅速に勧奨する
- ・ターゲットを絞った、適用事業所における効果的・効率的な委嘱勧奨を行う
- ・健康保険委員アンケートの回答を基にした広報活動及び、委嘱拡大を図る

■ K P I :

- ・広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（46.1%）以上とする
- ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合を48.0%以上とする

（４）ジェネリック医薬品の使用促進 〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ①新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。
- ②個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用の際には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や県の担当部局、関係機関等への働きかけを行う。
- ③他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。（新規）

【具体的事項】

- ・医療機関への効果的な事業展開

ともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- ・健康保険委員研修会は新型コロナウイルスの影響により中止
- ・健康保険委員登録のインセンティブとして「協会けんぽのしおり」を進呈（R2.6）
- ・新規適用事業所で健康保険委員未委嘱事業所へ勧奨
1,030社中181社新規登録

■ K P I :

- ・広報活動における加入者理解度調査は下期に実施
【前年度実績46.1%】
- ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合50.36% 委嘱数5,498人（R2.9時点）
【前年度実績46.6%】
（前回からの被保険者カバー率3.03%増加）

（４）ジェネリック医薬品の使用促進 〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・調剤薬局に当該薬局の使用割合の状況（年齢や医薬品の種類等をグラフ等で見ることが出来る情報提供ツールを送付。（1,052件）薬剤師会と連携し、連名での文書とした（R2.8）。
- ・保険者協議会名による医療機関、保険薬局への使用促進文書送付（2,515機関）（R2.6）

- ・規模が大きくジェネリック医薬品の使用割合が支部の平均値以下の病院へ訪問する。(新規)
- ・地域、医療機関ごとの使用割合を分析した資料を送付し使用促進に向け働きかけを行う。
- ・医師会、薬剤師会、保険者協議会との連携事業の実施
- ・「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」において使用促進に向けて意見発信する
- ・加入者への効果的な事業の展開(特定健診受診勧奨と連携した、ジェネリック医薬品使用希望シールの配付、加入者が安心して使用できるよう、ジェネリック医薬品に関する記事の広報紙への掲載)

■ K P I : 新潟支部のジェネリック医薬品使用割合を 81.5%以上とする

(5) インセンティブ制度の着実な実施 〈Ⅱ、Ⅲ〉

○令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

【具体的事項】

- ・支部の重点広報の位置づけとして企画競争により広報を実施する。
- ・広報誌・ホームページ・メールマガジン・ラジオ・新聞等のメディアを活用した広報を実施する。
- ・広報はナッジ理論を活用し、効果的に実施する。(新規)

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 〈Ⅰ〉

- ・規模が大きく、ジェネリック医薬品の使用割合が支部平均以下の病院、門前薬局へ訪問し、使用促進の働きかけを行う (R2.6~9月)
(病院:16機関 薬局:33機関)

- ・新潟支部のジェネリック実績についてプレスリリースする。(R2.8)
- ・加入者・事業所への発送物に、ジェネリック使用希望シールや冊子を同封したり、メールマガジン等でジェネリックに関する広報を展開した。

■ K P I : 80.7% (R2.7診療分の数量ベース、全国78.5%)
【前年度実績:80.8%】

(5) インセンティブ制度の着実な実施 〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・制度の周知広報を広報紙・ホームページ・メルマガ等を活用し周知。※メルマガ(8、9、10月配信)
- ・令和元年度に引き続き、外部委託先と連携した重点広報事業を実施。インセンティブ制度周知を1つのテーマとして新聞、テレビ、ラジオ、SNS等を活用し、広報を展開(R2.10~)。

・ナッジ理論については月1回の勉強会を実施

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に

<p>3. 組織体制関係</p>	<p>①意見発信のための体制の確保</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、地域医療構想調整会議への参加率を維持する。 <p>②医療費データ等の分析</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（Standardized Claim Ratio：SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。 <p>③外部への意見発信や情報提供</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■ K P I : ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を100%とする</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」などを活用した効果的な意見発信を行う</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>○標準人員に基づく適切な人員配置を行う。業務の効率化を推進</p>	<p>に向けた意見発信 〈I〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議への参加率 100%。 <p>9/9 県央地域医療構想調整会議 出席</p> <p>9/14 佐渡地域医療構想調整会議（書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議事務局（県）から地域医療構想調整会議へ提出の資料に掲載されたデータなどを活用し、医療機能の分化や連携に向けた意見発信について検討。 <p>■ K P I : ①100%（9月末時点）【前年度実績：100%】</p> <p>②実施中</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p>
------------------	---	--

し生産性の向上を見据えた体制を構築する。

(2) 人事評価制度の適正な運用

○全職員に対して、組織目標の理解を深めさせ組織目標達成に向けた個人目標作成を義務付ける。目標設定時には評価者と十分に面談を行い、役割等級定義を考慮した目標であるか、可能な限り数値目標となっているか確認を行う。また、各期終了時の面談だけに終わらず、期中においても評価者が進捗状況を確認するなどして目標達成に向けた運用を進める。

(3) OJTを中心とした人材育成

○自ら育つ職員の育成に向けて本部研修及び支部必須研修の実施だけでなく、支部の課題に応じた研修を実施する。また、管理職を中心に職場全体として部下職員の育成を推進する。

(4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討

○各部門における評価項目の進捗状況管理を徹底して行う。また、定期的に他支部との比較も行い差異を把握して業績向上を図る。

(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努め

・山崩し方式の定着に向け、日々の進捗管理と業務処理マニュアルに沿った事務処理の正確迅速な業務処理に努めた。

(2) 人事評価制度の適正な運用

・人事評価制度により目標の設定・管理を行い、人事評価制度の「透明性」「公平性」「納得性」を高めるため、管理者（評価者）と職員との十分なコミュニケーションを図っている。各期の目標設定時には組織目標の理解を深めた上での個人目標設定とし、「コンプライアンス遵守」「事務処理誤り発生ゼロ」等の項目を盛り込んだものとしている。また、KPI数値目標の設定を徹底している。毎日、グループ毎の朝礼にて、「全国健康保険協会行動規範」の唱和を行い、参画意識を高め、意識改革を図っている。

(3) OJTを中心とした人材育成

・日々OJTを意識した業務を行うため、本部主催の階層別・担当者別研修に参加を実施した。支部内研修を実施し情報の共有化や職員のスキルアップを図った。
・令和2年8月 ハラスメント研修
・令和2年9月 クレーム対応研修

(4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討

・支部独自の業績評価確認シートを作成し、定例会（幹部会議）、企画・保健合同進捗会議、債権会議、内容点検進捗会議、給付適正化PJ会議、業務グループ進捗会議により進捗確認を実施し、情報の共有を図り業績向上に務めている。

(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

る。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な広告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

(6) コンプライアンスの徹底

○法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

(7) リスク管理（新規）

○大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう本部が示した各種マニュアルや計画等に基づき、平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練（上期・下期）を実施する。

- ・入札参加可能な事業者に対して、電話による声掛けやHP掲載など広く参加業者への周知を図った。
- ・広告期間は、10日以上。履行期間は、請負業者が十分履行な期間を聴取し設定。
- ・一者応札案件について、委託業者が加入している上部団体などへ訪問し、会員業者への周知等を依頼。

■ KPI : 12.5% (1/8) 【前年度実績 : 28.6%】

(6) コンプライアンスの徹底

- ・令和2年4月7日 コンプライアンス委員会開催
- ・令和2年6月 個人情報保護、情報セキュリティ強化月間
※個人情報保護、情報セキュリティ研修実施
- ・コンプライアンス通信（本部作成）の周知徹底。（4回）

(7) リスク管理（新規）

- ・大規模自然災害対策
 - ・令和2年6月16日12:00 安否確認システム災害訓練実施
- ・新型コロナウイルス感染症対策
 - ・職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応フローの作成更新（4～9 随時）
 - ・全体朝礼、定例会（幹部会議）、各グループ朝礼、支部掲示板などにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止のための遵守事項の周知徹底（4～9 月随時）
※本部事務連絡・新潟県知事メッセージ等を周知

・その他

		<ul style="list-style-type: none">・令和2年4月7日 個人情報保護委員会開催・令和2年6月1日 個人情報保護強化月間実施<ul style="list-style-type: none">※個人情報保護チェックシート自己点検情報セキュリティ強化月間実施※情報セキュリティチェックシート自己点検個人情報保護研修（テスト形式）実施情報セキュリティ研修（テスト形式）実施・令和2年7月1日 情報セキュリティ自己点検・令和2年7月7日 個人情報保護委員会開催・令和2年9月15日 情報セキュリティ自己点検結果 フィードバック研修
--	--	---